

国際景観学と アーバン・ランドスケープ

第10回 適塾路地奥サロン

日時：平成31年3月5日（火）18：30～
場所：アルパック大阪事務所 大会議室
講師：宮脇 勝氏（名古屋大学 大学院環境学研究科
都市環境学専攻 建築学系 准教授）

■アーバン・ランドスケープの事例紹介

本日は国際景観学について話をする。前半は、アーバン・ランドスケープの事例を見ていただきたい。最初はイギリスのブラッドフォードの中心市街地の再生事例である。空洞化したまちの再生のために、マスターアーキテクトのアルソープ氏は建物が水盤を取り囲むランドスケープによる計画を提案した。最初、人々はその案は実現しないと反対したが、盆地の地形を活かして周りの運河から水を引き、水盤を可変性にして広場利用も可能にする等の実施案が出ると、しだいに実現を望むようになった。その結果、実際に水盤がつくられ、やればできることが実証された。

次はリバプールの事例で、中心部を150年間定期借地にして、大手ディベロッパーが再開発した。26の建築群に分けたオープンモールのまちづくりがコンセプトで、コンサルタント・アーキテクトチームがマスタープランを作り、1つのリバプールとして整備を行った。マスタープランで道路と区画と建築物のボリュームを全部コントロールできるのがアーバンデザインの特徴である。

ロンドンオリンピックパークの事例も重要である。ロンドン都心部東部の危険なエリアをオリンピックの力を使って再生した野心的な事例で、ロンドンは様々な問題をオリンピックで解決することが重要と考え、オリンピック後のレガシーで勝負する戦略で誘致に成功した。そして、公園設計を再生の鍵と考え、ランドスケープ・アーキテクトをトップとして各分野の専門家チームを組み、レガシーのプランを提示した。また、オリンピックの開発に向けて作られた行政組織も、トップにランドスケープ・アーキテクトを置いている。

オリンピックモードのマスタープランでつくられた

様々な施設は、すべてオリンピック後の用途を考えて配置され、汚染された川も浄化し、大規模な都市計画の真ん中にオリンピックパークを置くというランドスケープ中心の土地利用を行った。中心に浄化したイメージができることで周辺市街地の開発も進んだ。都市再生の最初の投資で土地の価値を変えたわけであり、危険なエリアでもランドスケープによって経済的なメリットが生じることを、オリンピックの誘致に手を挙げた時点で彼らは主張したのである。これは説得力を持ち、社会的な意味があった。また、デザインを決定する際はワークショップ等で周辺住民に情報公開し、意見交換を行っている。

オリンピック終了後はレガシー開発公社が設立され、ランドスケープ・アーキテクトとして有名なジェームズ・コーナー氏が子どものための空間をつくり上げた。今は人で溢れ、レガシーモードは成功した。この事例からも、都市開発におけるランドスケープの存在を再認識する。そして、その中心の空間が子どもたちに提供されていることがポイントである。

もう1つの良い例が、シドニーの港湾地区のバラングラーの再開発である。国際コンペを経て開発用地の50%がランドスケープ、50%が開発用地という土地利用の目標が定められ、貿易港を昔の姿に戻す提案を実現化する際に、ピーター・ウォーカー氏が採用され、曲線の海岸線を形成した、工業エリアの再生事例である。

日本ではアーバンデザインを誇大妄想扱いする向きがあるが、外国ではアーバンデザインが多々実現しているのに、日本のアーバンデザインの壁や問題は「やってみよう」という意識が育たないことにある。ランドスケープは、佇んだり、歩いたりできる外部空間だが、日本のように仕事中心で屋内や人工的な環

境が主流の社会ではランドスケープは活かされない。これは食や健康の大切さを理解しなければ効力を発しないし、子どもの頃から体験すべきもので、ヨーロッパでは親が子に体験させ、教えている。

バランガルーはナチュラルスティックな部分からダーリング・ハーバーの再開発につながり、その間にウィルキンソン・エアやレンゾ・ピアノ氏等が設計した超高層ビルへと続く。ダーリング・ハーバーには子どもたちのための空間があるが、大企業の入ったビルが建ち並ぶ巨大開発に市民から反対が出たため、市民参加で中心部に遊べる水辺空間の建設を決定し、周りの開発を進めた経緯がある。この民間の投資で先行してランドスケープを整備した開発について、設計者側はリスクを取ったと言っているが、その効果は明らかである。

ミラノの事例では、都市部の駅の傍にアーバンデザイナーのステファノ・ボエリ氏による「垂直の森」が建っている。市がディベロッパーに対し、規制緩和の一方で市役所前の広場を公園として提供しよう求めたので、ボエリは高層ビルのファサードをランドスケープで整備し、外壁全体に木を植えて森をデザインしたのである。マスタープランで全体をコントロールするのではなく、同様の建物を街なかを増やしていくと自動的に森の姿になるというのが彼のコンセプトである。当初、この案は「技術的に無理」「できても売れない」と批判されたが、ランドスケープ・アーキテクトと一緒に設計し、適切な樹木の選定とメンテナンス技術の開発、植物と暮らせる都市像の提案により販売に成功した。このように一歩踏み出す人たちがヨーロッパには登場している。



ミラノの垂直の森

日本では、千葉県柏市柏の葉のニュータウンづくりに私は長く関わった。ここは更地だったので、私は真ん中にランドスケープの軸を取ることを主張し、後方の森と池から区画整理で駅までつながる土地利用の規制を入れた。計画の段階になってコンペに勝った不動産会社が中心軸を浸食してきたが、アーバンデザイン委員会の意見を聞き契約になっていたため、開発の真ん中にランドスケープを置くことを貫いた。ここの団地や周りに住む人は皆ここを通り、喜ぶだろうという自信があったからである。景観はファサードの問題ではなく、土地の使い方だという信念があった。

隣の調整池も整備され、周りの開発が続いた。大規模商業施設の「ららぽーと」にデザインのガイドラインの作成と公開を求め、それを公式のガイドラインとした。民間の得意分野で民間の力を最大限に使った形となった。

コンペで1位になった計画案は建築家の團紀彦氏のプランで、ランドスケープが真ん中に楔状に入って周りに抜け道がたくさんあった。ランドスケープのマスターアーキテクトとして千葉大学の三谷徹氏が入っていた。ランドスケープを一軸取りたいという私の主張はほぼ実現され、木も元からあったものを移植した。駅前の一等地なので迷いもあったが、間違っていなかったと思う。

これを開発している時に東日本大震災が起きたので、災害時も3日間はエネルギーが持つように計画を直した。それから情報を開示する場として、大学がバックアップする形で日本初のアーバンデザインに特化したセンター（UDCK）をつくった。外国で行われていることが日本でできないはずはないという一例である。

このように、アーバンデザインにランドスケープという切り口を位置付けたいと考えているが、日本には事例が少ないので、今はまだ経済効果も含めて大きなメリットを得た外国の事例を紹介するしかないと思っている。

■ヨーロッパの景観学に学ぶ

後半は、景観のプランニングについて話したい。私が最初に研究したイタリアの景観計画が欧州ランド



スケープ条約によってバージョンアップしたと知り、それを調べると共にヨーロッパの動向も調査したが、その結果、2018年時点で39カ国が批准していることが分かった。この条約には地中海文化のアイデンティティとして景観の重要性を主張するイタリア、フランス、スペインに、イギリスや北欧も入って成立しており、その母体は現在47ヶ国が参加する欧州評議会である。この組織は人権問題や民主主義を浸透させてヨーロッパがさらに大きくなることを目指しているが、その組織が景観に注目しているのである。

欧州ランドスケープ条約の前文では、世界で初めて「景観権」が示された。ランドスケープを「個人の健康および社会福祉の鍵」と位置付け、景観はあって当たり前だが、一度破壊されれば健康を阻害するので、我々の健康を支える環境として大事にしようという考え方に基づき、景観に関する保護、マネジメント、計画をすべての人々の権利としている。

このコンセプトの原点は欧州人権条約の「知る権利」にあり、1972年の国連人間環境会議で「環境権」が出されてヨーロッパ中に広がる。「環境権」は環境情報を知る権利、環境計画に参加する権利、環境問題の裁判をする権利の3つだが、ランドスケープ条約はこれと表裏一体で、計画への参加、情報の開示、環境の重要性の教育をベースとしている。そして、その条約には「ランドスケープは人々によって知覚されるエリアである」と定義されている。「知覚」=五感に訴えるという点がポイントであり、さらに「特性は自然の作用と人間の作用あるいはそれらの相互作用による結果である」と定義されている。つまり、人間が介入できない自然も、人工の都市も、人が自然に手を加えた畑もすべてが景観であり、そこに政策的に関与するという条約である。

この条約の推進母体はヨーロッパ各国の自治体や地方政府、非営利組織、大学等、国を越えたネットワークであり、毎年ワークショップやシンポジウムを行って互いに情報を共有している。また、大学連携で学生に景観学を教えているが、ランドスケープは学際的で分野を超える。時代順に見ると最初は芸術で、古代遺跡の壁画は先史時代の人々が風景を見て描いたものである。あるいは、仁徳天皇陵のように日本独自のランドスケープ・デザインがその時代に完成さ

れた例もあるし、庭園は古代から様々な国でつくられてきた。また、地理学もランドスケープ政策を支えており、建築学や都市工学や土木工学、さらに生態学や環境学等、全分野に広がっている。ところが、それぞれに専門家がいるので、実現するには行政のみならず、ランドスケープに関わる人々の連携も必要となる。

そういう中で、ヨーロッパにはランドスケープ観察センターが増えており、専門家や行政、地域住民が情報を共有しながら開発を進める拠点となっている。

■東海アトラスの構築に向けて

一方、日本には情報共有の拠点が無いので、名古屋大学の実験室を改装して環境観察室を設置した。日本バージョンの景観学習拠点である。そこで紹介するのがアトラスという地図集で、景観を伝える時の道具になる。例えば、イタリア南部のプーリア地方で景観計画のために住民参加で作られたコミュニティマップも一種のアトラスである。したがって、今年度は「東海アトラス」を作ろうと考え、今は県を超えた広域スケールのマップのデータがないので、GISを使いながら作業を進めている。

ここで紹介したいのが、イギリスで開発されたHLC(歴史的ランドスケープ評価)の手法を使ったマッピングである。イギリスはストーンヘンジのように遺跡が地上に残り続ける風土で、景観要素の年代特定ができるので、歴史的なランドスケープの配置が視覚化できる。これが都市部でもできると、中心市街地のコア部分から周りの住宅地開発まで面的な時代区分ができ、どの地域でもHLCができるし、ランドスケープも年代特定ができる。

もう1つは、イタリアが欧州ランドスケープ条約を批准して国内法をバージョンアップし、ウルバーニ法典に基づいて作った景観計画の事例である。全国土で規制が義務化され、ラツィオ州では2/3に景観保護規制がかかり、河川や山並み、海岸部、田園等がゾーニングされてマッピング化された。この背景には憲法で定められた国の役割があり、各地に国の出先機関が置かれ、景観担当の建築家が配置されている。

また、コミュニティ単位で景観領域を設定し、詳細な調査と計画策定のノルマがある。地域のコンテク

ストを図面化し、歴史的な経緯等を調べて、調査結果を景観計画書内に入れなければならない。さらに、生態系のマップや、昔ながらの街道等の構成を描いた景観構造図も景観規制に入り始めている。インフラを含めて景観構造を読み解いた上で地域の特性を守り、あるいは地域景観遺産として計画書に書いて地域のアイデンティティを構成する。そして景観戦略図＝ストラテジック・プランを作り、地域の整備方針、ビジョンを立ててリアルに場所を想定し、立体化した空間像を描いていく。

彼らがこれを作るのは、多様な人が関わり、様々な部署の予算で構成されるので、景観だけではなく、違う分野の人たちも意見を出せる共通のプラットフォームで図面を作成するという主張があるからである。日本の景観計画書はビジョンが書かれていないが、外国の例にあるように、現状の景観を遺産として保護し、開発から守る立場でエリアを描き、田園地域や山岳部の戦略の担い手を明記した景観計画が必要である。欧州ランドスケープ条約を結んで法律を改正し、新しい景観法で市町村計画の上位計画になる広域計画を作り、市町村はそのルール設定を都市計画規制の中に組み込む。これがイタリア式の土地利用コントロールである。市街地の土地利用コントロールも景観でできることが重要で、今の日本の景観法が土地利用コントロールのできない体系になっているのとは大きく違う。

同時に、景観計画の中にエネルギー問題も入ってくる。特に農地や自然景勝地への再生可能エネルギーの導入がヨーロッパ中で問題になっており、例え

ば、プーリア州では環境アセスをしながら、自治体と国が調整して、風車を工業エリアの海上に配置している。名古屋ではドイツの研究所と共同研究を始めているが、ドイツの広域計画で居住地域と生態系保護区域と風車立地域がゾーニングされて、互いに迷惑がかからないように配置されている。このような広域計画によるエネルギーマネジメントは、今後の課題である。さらに高圧送電線を通す場合も、イタリアでは電力会社が景観規制に即して開発したソフトで適切なルートを選んでいる。迂回してコストが上がっても、それは環境コストとなる。

一方、イギリスは農地のランドスケープにおいて、環境や景観に良いことをすれば補助金が出る農業支援制度がある。農業政策の中に環境政策が入り込んでいるので、ランドスケープを修復する事業の予算は右肩上がり、様々な制度を作りながら進めている。

また、ランドスケープと防災も重要で、防災計画として、いろいろな災害のリスクと点在する文化財をマッピングして予めデータ化している。これは日本にないので、東海アトラスを作る際には防災と景観を組み合わせたいと思っている。名古屋は防災関連の事業が進んでいるが、ランドスケープの良いところほど災害のリスクが高いので、広域で土木や防災も環境と組み合わせる必要がある。

国際的な景観の視点を日本で活かす方法を考えるためにも、頭を柔らかくして世界中の事例を見てほしいと思っている。

■ 質疑応答

—— 日本の景観行政を考える上で、大事な資料になり、景観法の課題を議論するヒントになる。兵庫県は、景観法を使わないことに決めたが、景観アトラス的な図を以前からつくっており、国内にも先進的な事例があるのではないかと。国内の先進事例を集め、国際的な情報と照らし合わせると、日本の方向性が見えてくるのではないかと。ぜひその

ような観点からも研究してほしい。最近はそのような研究の論文が少ないので、残念である。

宮脇氏：そのような研究論文は、全国を見渡すと少なく、興味深い。

—— 日本の場合は、先に自治体が条例をつくり、後から景観法ができた。それが今、標準となっている。逆に景観法があることにより、深み

が出ないというか、景観と防災の対立、景観と考古学がつながっていないなど、問題があると感じた。まちを歩きながら考えていると、考古学と関係があるなどを感じる。今日はいろいろなヒントを頂けてよかった。

宮脇氏：近年の状況から、景観と防災の組み合わせが、今後重要になってくる。

Question and answers